

講演録

適正な申告を実現するための仕組み

ー記帳義務や資料情報制度などー

税理士

松 崎 啓 介

◆SUMMARY◆

本稿は、令和6年11月に配信された「税務大学校公開講座」(WEB配信)における松崎啓介税理士の講演内容である。

講師の松崎税理士は、財務省主税局において国税通則法や電子帳簿保存法など税法の企画・立案作業に長く携われた後、東京国税局審理課長、同個人課税課長、国税庁長官官房監督評価官室長、金沢国税局長など要職を歴任され、現在は税理士として幅広い分野で活躍されている。

本講演では、「適正な申告を実現するための仕組みー記帳義務や資料情報制度などー」と題して、まず記帳・帳簿保存義務及び電子帳簿保存法の内容を概観し、法定調書を始めとする資料情報制度、これらの情報に基づいて行われる税務調査の実施方法(調査区分)・調査手続、課税処分に対する不服審査・訴訟という一連の流れ、すなわち“適正な申告を実現するための仕組み”について詳細な解説がなされた後、これらの各手続において納税者の事務負担の軽減だけでなく、適正・公平な課税・徴収を実現するための国税庁の取組である「税務行政のデジタル・トランスフォーメーション」について説明が加えられた。

なお、本講演録を取りまとめるに当たり、必要に応じて松崎税理士が若干の加筆等を行ったが、法制度の創設背景や制度内容の説明は講演当日現在のものである。

(税大ジャーナル編集部)

キーワード：適正な申告、帳簿書類の保存、資料情報、税務調査、修正申告・更正の請求ができる期間

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式見解を示すものではありません。

目 次

1. 適正な申告を実現する仕組み	3
2. 記帳・帳簿書類の保存に関する制度	6
3. 申告内容を確認するための資料情報等の仕組み	14
4. 税務調査等に関する制度	15
5. 納税者による修正申告、税務当局による更正決定	22
6. 税務行政のデジタルトランスフォーメーション	25

○松崎啓介氏 税務大学校公開講座を御視聴の皆さん、こんにちは。税理士の松崎啓介と申します。

この講座は、「適正な申告を実現するための仕組み」ということで、ちょっと堅苦しい表題となっておりますけれども、普段、あまり税に接する機会の少ない方々が、税金はどのようにして計算して、申告して、そして、申告された内容が正しい内容となっているか、例えば、ごまかそうとすると、どうやってそれが分かるような仕組みになっているのかなど、納税者の方々が税金に関わっていくに当たって、どのような仕組みになっているか、基本的なところを、今日は1時間ほどお時間をいただいております。

そして、今回は税を考える週間ということでありますので、ちゃんと申告しなくちゃいけないような仕組みになっていることを少しでも分かっていたいただければと思います。

それでは、研修に入っていきたいと思います。

まずは、目次です。

目 次

1. 適正な申告を実現するための仕組み
2. 記帳・帳簿書類の保存に関する制度
3. 申告内容を確認するための資料情報等の仕組み
4. 税務調査等に関する制度
5. 納税者による修正申告、税務当局による更正決定
6. 税務行政のデジタルトランスフォーメーション

今日のお話の流れですけれども、まず1番で、適正な申告を実現する仕組み、全体像の流れとしてどうなっているかを概観したいと思います。

そして、2番以降は、それぞれの制度ということで、記帳や帳簿書類の保存制度、そして、その確認をするための資料情報制度というのはどういうふうになっているのか、そして、実際、税務調査といったときに、どんな調査の種類があるのか、どんな手続きなのかというような話をしたいと思います。

申告した内容を、税額を増やしたい、あるいは減らしたい、若しくは、納税者の意に反して税務当局による所得金額、税額の決定が行われる、そういう更正・決定というような手続きがあるということでもあります。

それが一通り税金を確定するまでの流れということで、この流れをお話しして、あとは、お時間がある範囲で、今はデジタル化が非常に進んでおります。税務行政のデジタル・トランスフォーメーションはどのように変わっていくのかという話をお話ししていきたいと思います。

DXのお話は、納税者の方々にとりましても、単純な誤り防止によるところの正確性の向上とか、事務の効率化によって生産性の向上が図られるといったようなところがあります。今回お話しするこの記帳制度にも絡む話でありますので、その辺に触れていきたいと思います。

1. 適正な申告を実現する仕組み

それでは、まず4ページで、適正な申告を実現するための仕組みの全体像の話に入っていきたいと思います。資料は大体流れに沿って、こんな制度がありますよということをまとめさせていただいております。

適正な申告を実現するための仕組み		
①	記帳・帳簿書類の保存に関する制度	● 記帳・帳簿書類の保存義務 ● 電子的な帳簿書類の保存に関する制度
②	申告内容を確認するための資料情報等の仕組み	● 第三者が提出する法定調書（支払調書、国外送金等調書など） ● 納税者本人が提出する法定調書（財産債務調書など） ● CRSに基づく非居住者の金融口座情報の自動交換 ● 税務当局による事業者等への情報照会
③	税務調査等に関する制度	● 税務職員の質問検査権（対本人/対取引先等） ● 租税条約に基づく外国税務当局への情報交換要請 ● 納税管理人（国内に拠点のない非居住者・外国法人への調査）
④	納税者による修正申告、税務当局による更正・決定	● 税務当局による更正・決定（期間制限あり） ● 情報交換要請を行った場合の期間制限の延長
⑤	加算税・延滞税の課税	● 過少申告加算税(本税の10%)、無申告加算税(15%)等 ● 重加算税(隠蔽・仮装による過少申告35%、無申告40%) ● 延滞税（令和6年分2.4%、2か月過ぎると8.7%） ※加算税等の割合は各種加減算あり(上記は基本的な率)。
⑥	処分に対する不服申立て	● 処分した税務署長等に対して行う再調査の請求 ● 第三者的機関である国税不服審判所に対して行う審査請求
⑦	審判所の裁決に不服の場合	● 裁判所に訴えを提起する税務訴訟

4

上の方の①から話をしていきます。適正な申告を実現するための仕組みということですけど、まずは、その年や事業年度の売り上げとか経費がどれだけかかって、そして、その結果、利益あるいは損失がどれだけだったのか、そういうことを把握するためには、請求書とか領収証が

必要になるわけです。そういう取引関係書類を保存して、これらの書類に基づいて帳簿を記帳していくということになります。

必要な書類の保存や帳簿の記帳がされていないと、そもそも、その年や事業年度の所得がいくらだったか、これが分からないことになるということでもあります。

したがって、まず、帳簿とか書類の保存義務が税法で課されている。そして、もう一つは、紙でなくても、電子データとしても記帳して保存することも可能になっているということでもあります。

これらの帳簿書類に基づいて所得金額を計算し、確定申告書を作成して提出、納付すべき税額を納めるということになります。まずは、ここが基本中の基本という制度がある、①という話であります。

次に②のところですが、税務署に提出した確定申告の内容が正しいかどうか、なかなか分からないわけです。そういうことの確認をするために、取引金額を支払った者から、誰に、いくら支払ったのか、税務署に届ける制度があります。これは法定調書という制度になりますけれども、サラリーマンの方だと源泉徴収票というのがこの制度によるものになります。

あるいは、納税者御本人が一定額以上の財産をお持ちの方の場合には、財産債務調書などがあります。そして、外国に預金をお持ちの場合については、その口座情報を税務当局同士で交換するというようなものがあります。こういうような情報を端緒に、申告内容が正しいかどうか確認していくということになっていくわけでもあります。

そして、3番目、③ですけれども、それらの情報を基に、皆さん御存じの税務調査が行われるわけでもあります。

税務調査が来たからといって、必ずどこかが違っているというわけではありませんけれども、申告された内容とか、その基礎となった取引内容などについて、申告内容に誤りがあるかどうか確認していくということになります。

このために、調査を行う税務職員には罰則に裏づけられた質問検査権という権限が与えられているわけです。もし、わざと質問に答えなかったなど調査を拒んだ場合には、罰則の対象になっているということです。

そして、外国でどのように行っているのか、調査の過程で事実関係が不明で真実の実態が分からないというようなものについては、国税当局間で情報交換したり、若しくは日本に住所がなく、連絡がつかないというような場合については、納税管理人を通じて連絡を行ったりしている。そういう制度が、この③に書いてあるような制度になりますということです。

そして、④については、納税者の方が申告した内容を修正したり、若しくは税務当局が申告内容を変更する、更正などの手続きが定められているところであります。

そして、⑤番目ですね。申告期限内に正しく申告、納税された方と、そうでない方は不公平になりますので、その均衡を図るために加算税とか延滞税というようなものが設けられて、申告期限を厳守するとともに、その申告内容も正しく申告することの担保措置が取られているということになります。

そして、⑥番目は、税務当局が納税者の意に反して申告内容を変更して税額を増額するなど処分を行った場合には、その処分に対して、再調査の請求とか、審査請求などの不服申立制度が設けられているということでもあります。

そして、最後に、⑦のところですが、不服申し立てを行っても納税者が納得する決着

が得られなかったという場合については、税務訴訟を提起するということになります。

以上が、所得金額、そして、税額の計算から、申告、納付、税務調査、不服申し立て、訴訟までの一連の流れということになります。

次の5ページのところ、こちらについて、これは、中身は今日は御説明しませんが、最近非常に多くの改正がなされているというような例として掲げさせていただきました。

申告納税制度を支える近年の改正	
改正年	改正内容
平成 18年	・ 期限内納付があった場合の無申告加算税等の不適用制度の創設 ・ 無申告加算税の割合の引上げ（一律 15% ⇒ 15%・20%）
平成 22年	・ 脱税に係る法定刑の引上げ等（5 年⇒10 年、500 万円⇒1,000 万円）
平成 23年	・ 「故意の申告書不提出によるほ脱犯」及び「消費税の不正受還付罪の未遂罪」の創設
平成 24年	・ 国外財産調書制度の創設において加算税の軽減・加重制度を導入
平成 27年	・ 財産債務調書制度の創設（財産債務明細書を改組）において加算税の軽減・加重制度を導入
平成 28年	・ 加算税制度の見直し（調査通知後における加算税の見直し、繰り返し無申告等の加重措置の導入）
令和元年	・ 情報照会手続の整備（事業者等への協力要請・報告の求めの導入）
令和 2年	・ 国外財産調書制度等の見直し （国外財産の取得等に係る書類を納税者が提示・提出しない場合は加算税を加重）
令和 3年	・ 電子帳簿等保存制度の見直し （保存要件の抜本的見直し、優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置創設、 電子取引の電子保存義務化、スキャナ保存・電子取引の電子保存に係る重加算税の加重措置導入）
令和 4年	・ 帳簿の不保存・記帳不備に係る過少申告加算税等の加重措置導入 ・ 証拠書類のない簿外経費への対応
令和 5年	・ 高額な無申告に対する無申告加算税の割合の引上げ ・ 連年無申告に対する無申告加算税等の加重措置の整備
令和 6年	・ 更正の請求に係る隠蔽・偽装行為に対する重加算税制度の整備 ・ 不正申告を行った株式会社の役員等に対する徴収手続の整備

（出典：財務省HPより抜粋）

5

この 20 年弱の間に、適正な申告を実現するための様々な改正、これは毎年のように行われてきました。税に携わる方でもなかなかフォローできていないという声を聞くところであり、それだけ近年は、特にきめ細かな様々な事象に対応して改正が行われているといったようなところでもあります。

取引も色々と複雑化する、国際化する中で、色々な手当をしないと、なかなかきちんとした申告、納税が担保できないということも出てきているということになります。

ということで、7 ページ以降は、記帳、書類保存に関する制度等、それぞれの制度で、もうちょっと詳しく見ていきたいというふうに思います。

2. 記帳・帳簿書類の保存に関する制度

帳簿書類等の備付け・記帳・保存義務

- 青色申告者は事業所得等の金額が正確に計算できるように、帳簿を備え付けてその全ての取引を正規の簿記の原則に従い、整然と、かつ、明瞭に記録する。
- その帳簿と取引等に関して作成または受領した書類を、その確定申告書の提出期限の翌日から原則7年間保存しなければならない。

種類	帳簿書類の例示	保存期間
帳簿	総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、固定資産台帳、売上帳、仕入帳など	7年
決算関係書類	棚卸表、貸借対照表、損益計算書など	7年
現金預金取引等関係書類	領収証、小切手控、預金通帳、借用証など	7年(※)
その他の取引関係書類	見積書、契約書、注文書、納品書、請求書、領収書など	5年

※前々年分の事業所得及び不動産所得の金額が300万円以下の者は5年
 ・雑所得を生ずべき業務を行う者で、前々年分のその業務に係る収入金額が300万円を超える者は、現金預金取引等関係書類を5年間保存する必要がある。

(出典：国税庁HPを基に作成)

7

まず、帳簿とか書類を保存しなければならないという話は、皆さんも聞いたことはあると思うんですけど、具体的に、何年間、どういうふうにして保存しなくちゃいけないのかというようなところで、こちらは個人の納税者の方の場合ということになりますけれども、青色申告者というのは、帳簿を備えつけて、全ての取引を正規の簿記の原則、複式簿記によって整然と、かつ明瞭に記録しなくちゃいけないということが税法で規定されているわけでありまして。

そして、では、そういうような帳簿書類を何年間保存しなくちゃいけないのかというのが、この下の表の右側に書いていますけれども、原則、7年も保存しなくちゃいけないということになっているわけでありまして。

例えば、帳簿であれば、総勘定元帳、仕訳帳、補助元帳を含めておよそ必要な帳簿は全部記録して保存してくださいということになっています。

そして、決算期が近づいたところで、貸借対照表、損益計算書、棚卸表などの決算関係書類についても同様に保存してくださいということになっています。

そして、その記帳の基となる色々な取引関係書類ですけれども、これは個人の場合ですと現金関係とそれ以外に分けていますけれども、領収書とか、請求書とか、見積書、こういうようなものを、一定年限以上、保存しなくちゃいけないということになっています。

まず、これが大事ということで、これがなければ、その人の所得額がいくら分からないということになりますので、まず、それをきちんと記録、保存していただくということをやっているかなきゃいけないということになります。

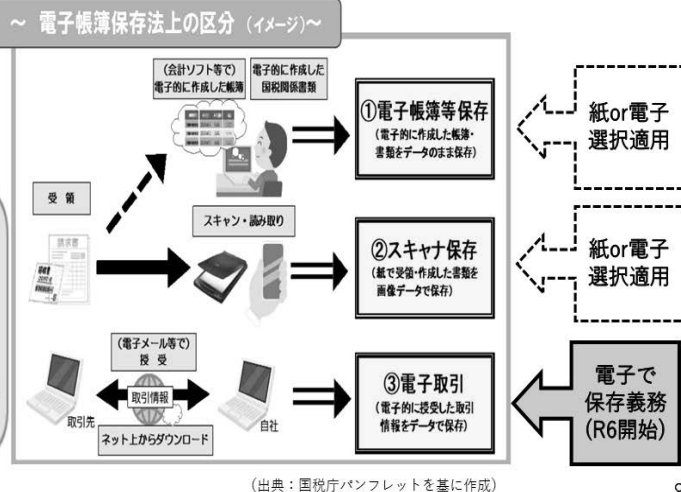
そして、8ページは、今お話しした帳簿とか書類の保存というようなものがありますけれども、これは電子という形でも保存できるということになります。

電子帳簿保存法の体系

導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、
どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能とすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は、大きく右の3種類に区分されています。



8

例えば、①電子帳簿等保存というのは、御自分がパソコンで作った帳簿とか書類について、原則的には紙で保存しなくちゃいけないということになっていますけれども、それを電子で保存しておいていいですよというのが、①。

②スキャナ保存というのは、相手から紙の請求書もらった、若しくは御自分で、領収書の控えを紙で保存している、そういったものをスキャナに取って電子文書化して、紙のものは廃棄しても構わないという制度ということになっています。

①、②は、基本的に各税法で紙での保存が原則で、帳簿とか書類の保存義務が課されているものに対して、この右端に書いてあるように電子という形でも保存できるというような制度があるということでもあります。

そして、一番下が電子取引ということでもありますけれども、これは令和6年1月以降のメールとかクラウドとか、電子で取引先とやり取りしたもの、もしくはネットで購入されたものとか、そういうようなものは、その電子取引データを保存してくださいということになっています。

各税法では紙での保存義務を課しているんですけども、電子でやるとしたら、そこまでは保存義務がかかっていなかった。それを、この電子帳簿保存法で創設的に保存義務を課しているということです。

一番下のところは、電子での保存義務がかかっていますので、上に書いているような選択適用ではないということになっています。 ということで、帳簿書類は、まず保存義務がかかっていますよという話をしました。

次に9ページでは、帳簿書類の保存がないとどうなるんだということをまとめています。

帳簿書類の保存がないとどうなるの？

例えば、

- ◆ 青色申告の承認取消事由になる。
 - ◆ 税務調査で経費として認められない可能性がある。
 - ◆ 消費税の仕入税額控除が認められない可能性がある。
- など、追加的な説明や他の資料提出を求められることにも。

9

税務調査に行くと、なかには帳簿は申告が終わったから捨てちゃったというようなことをおっしゃる納税者の方もいらっしゃいます。すると、どうなるのかといった話ですけども、まず青色申告の承認取り消し事由になるということで、例えば青色事業専従者をとっていらっしゃったり、損失の繰り越し控除を受けていたりとか、赤字の純損失金額を翌年以降に引き継ぐ、そういったような青色申告の特典があるんですけども、それらが受けられなくなる。

若しくは、帳簿書類がないということですから、これは本当に経費として支出したかどうかを確認できないということになります。そうすると、経費として認められない可能性も出てくる。

若しくは、消費税の仕入れ税額控除は、保存しているインボイスがないということになりますと、それも当然認められない可能性も出てくる。だからといって、それを一律に否認するというではないんですけども、まずは追加的な説明とか、他の資料提出を求められることになる。

その追加の説明や資料提出で確認できれば認めるということになりますけれども、それがなかなか確認できないということになれば経費として認められないというようなことにもなってくるということになりますので、まずは帳簿とか書類の保存を必ずやっていただきたいというのが一つであります。

そして、10 ページが、これを担保する措置を掲げています。

記帳水準の向上に資するための過少申告加算税・無申告加算税の加重措置の整備

○ 記帳水準の向上に資する観点から、記帳義務の適正な履行を担保するため、帳簿の不保存や記載不備について未然に抑止するための以下の過少申告加算税・無申告加算税の加重措置を講ずる。

【改正後】

(1) その修正申告等があった時前に、帳簿(電子帳簿を含む。)(対象範囲:所得税法、法人税法及び消費税法の保存義務のある一定の売上に係る帳簿)の提出の要求があった場合において、次のいずれかに該当するときは、その修正申告等に基づき納付すべき税額(帳簿に記載すべき事項に基づき税額に限る。)に係る過少申告加算税・無申告加算税について、10%加重(下記②については、5%加重)する。

① 不記帳・不保存であった場合(その提出をしなかった場合)

② 提出された帳簿について、その申告書の作成の基礎となる重要な事項の記載が不十分である場合(記載が著しく不十分な場合は①)

(2) ただし、納税者の責めに帰すべき事由がない場合(災害等の場合)は上記(1)の措置は適用しない。

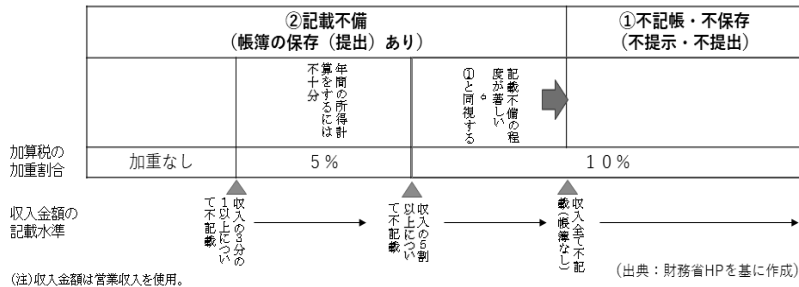
(注1) 上記の「一定の売上に係る帳簿」とは以下のとおり

・白色申告者・青色申告者(簡易・現金)・消費税法上の事業者が保存しなければならない帳簿:売上帳、売掛帳、現金出納帳等
・青色申告者(複式):仕訳帳、繰勘定元帳(売上に係る部分に限る。)

(注2) 令和6年1月1日以後に法定申告期限が到来する国税について適用する。

【加重措置の適用対象範囲のイメージ】

・給与所得者を含めた全体の納税義務者に占める帳簿の不保存・記載不備の事業者の割合は僅少であり、そういった一部の者について所得把握を十分に行えない、不公平を是正するため、その記帳義務の履行の程度に応じたペナルティ(加算税の加重)を課す。



10

これは令和4年改正で入った制度なんですけれども、上の箱に書いています過少申告加算税、無申告加算税というのがありますが、これは税額を少なく申告していたりとか、申告をしていなかったという場合にペナルティーが課されるんです。それを10%、若しくは5%加重する、通常の加算税よりさらに重く加算税をかけますということになります。

真ん中の括弧書きを見ていただきたいと思います。

加重措置の適用対象のイメージのところを見ていきたいと思います。

サラリーマンを含めた全体の納税者に占めるところの帳簿を保存していなかったり、若しくは記載不備の事業者というのは、全体的にこれはごく一部の方々ということになりますけれども、その一部の方について、所得把握が十分に行われない、先ほどお話ししました帳簿とか書類がなければ真実の所得が分からないということになります。そういうような不公平を是正するために、こういうペナルティーの加重措置を行うといったような措置が設けられています。

このページの下の方を見ていただきますと、まず右端の帳簿を記帳していなかったり、若しくは保存していなかった、又は、左にはみ出していますけれども、記帳不備の程度が著しい、収入の5割以上について不記載の場合については10%加算するということになります。

そして、その一番下の左の方、収入の3分の1以上について不記載の場合については、年間の所得を計算するには不十分ということで、5%加重される。ということで、帳簿についてはちゃんと記帳してくださいといったようなことが制度的にも盛り込まれているということになります。

そして、もう一つは、11ページの証拠書類のない簿外経費への対応策についてです。

証拠書類のない簿外経費への対応策

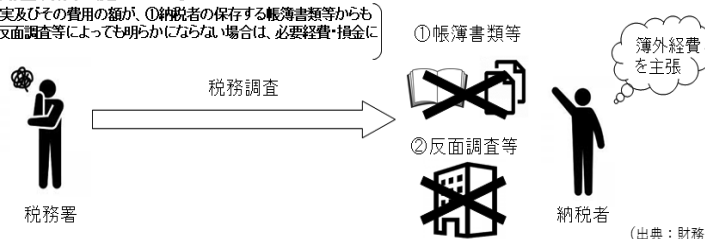
- 税務調査の現場において、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者や、証拠書類を偽装して簿外経費を主張する納税者への対応策として、以下の必要経費不算入・損金不算入の措置が講じられている。

【改正内容】

- 納税者【対象範囲：所得税法及び法人税法の納税者】が、事実の偽装・隠蔽がある年分（事業年度）又は無申告の年分（事業年度）において、確定申告（更正を予知する前の修正申告を含む。）における所得金額の計算の基礎とされなかった間接経費の額（原価の額（資産の販売・譲渡に直接要するものを除く。）、費用の額及び損失の額）は、次の場合を除き、必要経費（損金の額）に算入しない。
- ① 間接経費の額が生じたことを明らかにする帳簿書類等を保存する場合（災害その他やむを得ない事情により所得税法又は法人税法上保存義務のある一定の帳簿書類の保存をすることができなかったことを納税者が証明した場合を含む。）
 - ② 帳簿書類等により間接経費の額に係る取引の相手先が明らかである場合その他その取引が行われたことが推測される場合であって、反面調査等により税務署長がその取引が行われたと認める場合
- （注1） 納税者が個人の場合には、事業所得、不動産所得、山林所得又は雑所得を生ずべき業務を行う者の、その業務に係る事業所得の金額、不動産所得の金額、山林所得の金額又は雑所得の金額が対象（雑所得の金額にあつては、小規模な業務に係るものを除く。）。
- （注2） 推計課税の場合においても適用される。
- （注3） 上記の改正は、納税者が個人の場合については令和5年分以後の所得税について適用し、納税者が法人の場合については令和5年1月1日以後に開始する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

【必要経費不算入・損金不算入の場合のイメージ】

取引が行われた事実及びその費用の額が、①納税者の保存する帳簿書類等からも②税務当局による反面調査等によっても明らかにならない場合は、必要経費・損金に算入しない。



（出典：財務省HPを基に作成） 11

証拠書類のない簿外経費ということで、一番上の○に書いていますけれども、税務調査の現場ではまああるんですが、証拠書類を提示せずに簿外経費を主張する納税者の方とか、証拠書類を偽装して経費を主張する、わざと請求書、領収書を改ざんした上で、他にこれだけ経費があるんだというような主張をする納税者の方々が中にはいらっしゃるということで、そういった場合に、必要経費不算入、必要経費として認めない、そういう措置も講じられているということです。

下の絵の上の括弧書きのところに書いていますけれども、取引が行われた事実とか、その費用の額が、まず右側の①「帳簿書類等」と書いていますけれども、納税者の方が保存する帳簿書類などからも分からない、明らかにならない。

もう一つは、一番右下になりましたけれども、税務当局による反面調査、取引先に、こういう取引が本当にあったんですかというのを確認する調査を行います。これでも明らかにならない場合については、必要経費、損金に算入しないといったようなことができるような制度が、これも令和4年改正で創設されています。

簿外経費を主張する納税者、根拠も何もない中で、そういう主張をするような場合については、こういう対応策が取られているということです。

そういったことで、帳簿書類についてはちゃんと保存してくださいということが、担保措置として仕組みまれているということになります。

そして、次が13ページの我が国の支払調書等の種類についてです。

我が国の支払調書等の種類	
所得課税に関するもの	
I 利子等、配当、収益の分配等に関するもの（注）	IV 報酬等、使用料等、給与、退職金、公的年金等に関するもの
1 利子等の支払調書	33 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
2 国外公社債等の利子等の支払調書	34 保険等代理報酬の支払調書
3 配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書	35 不動産の使用料等の支払調書
4 国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書	36 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
5 投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書	37 給与所得の源泉徴収票（住民税：給与支払報告書）
6 オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書	38 退職所得の源泉徴収票（住民税：退職所得の特別徴収票）
7 配当等とみなす金額に関する支払調書	39 公的年金等の源泉徴収票（住民税：公的年金等支払報告書）
8 名義人受領の利子所得の調書	V 非居住者等に関するもの
9 名義人受領の配当所得の調書	40 非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書
10 上場証券投資信託等の償還金等の支払調書	41 非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書
II 不動産、株式等の譲渡の対価等に関するもの	42 非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書
11 不動産等の譲受の対価の支払調書	43 非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書
12 株式等の譲渡の対価等の支払調書	44 非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書
13 交付金銭等の支払調書	45 非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書
14 信託受益権の譲渡の対価の支払調書	46 非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書
15 先物取引に関する支払調書	47 非居住者等に支払われる不動産の譲受の対価の支払調書
16 金地金等の譲渡の対価の支払調書	VI その他
17 名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書	48 信託の計算書
18 譲渡性預金の譲渡等に関する調書	49 有限責任事業組合等に係る組合員所得に関する計算書
19 新株予約権の行使に関する調書	50 上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書
20 特定新株予約権の付与に関する調書	51 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書
21 特定株式等の異動状況に関する調書	資産課税に関するもの
22 株式無償割当てに関する調書	52 生命保険金・共済金受取人別支払調書
23 外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書	53 損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書
24 特定口座年間取引報告書	54 退職手当金等受給者別支払調書
25 非課税口座年間取引報告書	55 保険契約者等の異動に関する調書
26 未成年者口座年間取引報告書	56 信託に関する受益者別（委託者別）調書
III 給付補填金、利益の分配、償還金、生命・損害保険契約等に関するもの	57 教育資金管理契約の終了に関する調書
27 定期積金の給付補填金等の支払調書（注）	58 結婚・子育て資金管理契約の終了に関する調書
28 匿名組合契約等の利益の分配の支払調書	その他
29 生命保険契約等の一時金の支払調書	59 国外送金等調書
30 生命保険契約等の年金の支払調書	60 国外証券移管等調書
31 損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書	61 国外財産調書
32 損害保険契約等の年金の支払調書	62 財産債務調書

（注）個人が支払を受ける利子等・配当等で源泉分離課税の対象となるものは、調書の提出は不要。

（出典：財務省HPを基に作成）

13

申告された内容が正しいかどうか、税務署はどうやって分かるんだろうということでありまして、資料は細かいので今日は中身を見ていただく必要はないんですが、例えば、右側のIVの中で、37番の給与所得の源泉徴収票とか、33番の、報酬料金の支払調書。支払った方がこの人にいくら給与や報酬などを支払ったんだということを税務署に報告する法定調書というものがあります。提出された法定調書の情報を納税者ごとに名寄せして、これと申告内容と見比べて正しいかどうか確認していくというような仕組みになっています。

あとは、一番右下に、その他で書いてありますけれども、61番の国外財産調書とか、62番の財産債務調書とかは、御自分自身の財産を一定額以上お持ちの場合については、その財産の内容について税務署に提出していただくものです。それを、後々、相続税とか所得税の調査でもし疑義があるというふうに疑われたわられた場合については、確認していくということになります。

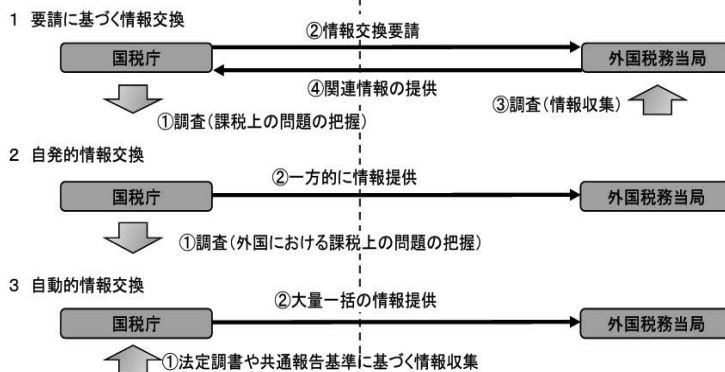
こういうような資料情報制度で申告内容の確認を行っていくという話があります。

そして、国内だったら分かるけれども、海外との取引はどうやって分かるのという話が、14ページの話ですね。

税務当局間の情報交換

- 税務当局間の情報交換とは、納税者の取引などの税に関する情報を税務当局間で互いに提供する仕組み。
- 租税条約等に基づく税務当局間の情報交換には、①要請に基づく情報交換、②自発的情報交換、③自動的情報交換の3形態がある。

【税務当局間の情報交換のイメージ】



(出典：国税庁HPを基に作成)

14

税務当局間の情報交換というのが行われているところです。

やり方としては、外国にお願いして、こういう情報をくださいという場合、若しくは自発的に、日本で調査をやったときに、これは海外の課税上の問題、課税される可能性が高いんじゃないかということで、一方的に情報提供する。

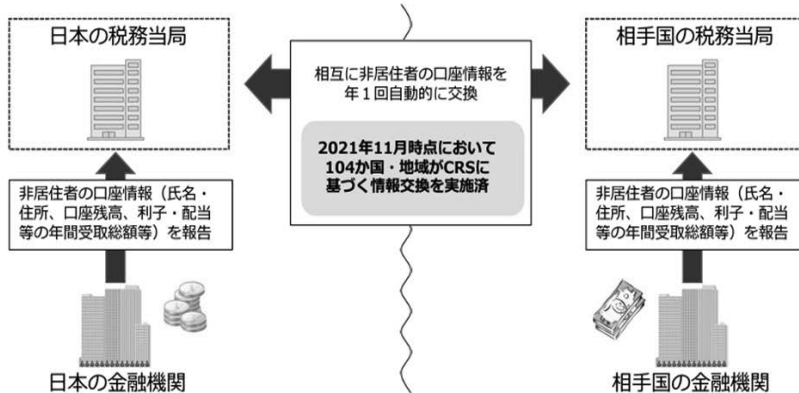
若しくは、例えば利子とか配当、給与、報酬、株式譲渡、賃貸料、そういったようなものが法定調書などで情報収集できた。そのときに外国税務当局に参考になるようなものを大量に一括情報提供する。こういうような情報交換の制度があって、年間 80 万件から 100 万件ぐらいやり取りしているようであります。

こういったようなところで、従来は外国に持っていれば分からないだろうといったものが、今は分かるような仕組みになっているということです。

あとは、15 ページのところ、非居住者が所有している金融機関の口座情報を他国との税務当局同士で交換するというものです。

非居住者に係る金融口座情報の自動的な交換のための報告制度 (CRS)

国内に所在する金融機関等は、毎年4月30日までに特定の非居住者の金融口座情報を所轄税務署長に報告し、報告された金融口座情報は、租税条約等の情報交換規定に基づき、各国税務当局と自動的に交換されることとなる。



15

(出典：政府税制調査会資料を基に作成)

例えば日本にお住まいの方が外国に預金をお持ちだといったときに、外国にしてみれば非居住者になるんですけれども、お名前とか、口座残高とか、年間の受取総額とか、そういうようなものを外国との間でやり取りする。CRS情報というんですが、それが、年間250万枚ぐらい受領している。今、106か国の国と地域とやり取りしているということでもあります。

最近、税務署から呼び出しがあって、外国に預金をお持ちじゃありませんかというようなことで確認される場合も多くなってきました。そういうようなものは、こういう制度があって分かるようになってきているということになります。

そして、16ページは情報照会の手続についてです。

3. 申告内容を確認するための資料情報等の仕組み

情報照会手続	
(1) 事業者等への協力要請	現在実務上行われている事業者等に対する任意の照会について、他の法律（金商法等）の例を踏まえ、事業者等への協力要請規定を整備する。
(2) 事業者等への報告の求め	高額・悪質な無申告者等を特定するため特に必要な場合に限り、担保措置を伴ったより実効的な形により、事業者等に対する情報照会を行うことができることとする。ただし、適正かつ慎重な運用を求める観点から、以下のとおり、照会できる場合及び照会情報を必要最小限の範囲に限定するとともに、相手方となる事業者等が不服申立てを行うことも可能とする。 【イ. 照会できる場合】以下の全てを満たすこと 1. 他の方法による照会情報の収集が困難であること 2. 照会の対象となる取引について、その取引に関する申告漏れの可能性が相当程度認められること（以下の①～③のいずれかに該当する場合） ① 多額の所得（年間1,000万円超）を生じうる取引を行う者について行われた税務調査の結果、半数以上の者において、その取引から生ずる所得等について申告漏れが認められた場合であって、同様の取引により多額の所得を得ていると見込まれる者の調査を実施するとき ② その取引が違法な申告のために用いられるものと認められる場合 ③ 経済的観点から見て通常であれば採られないような不合理な取引形態が、違法行為の存在を推認させるような場合 3. 照会の対象となる取引を行う対象者の範囲が特定できること 4. その対象者に対する調査のために行われる照会であること 5. 求める情報の範囲や回答期限の設定に当たっては、相手方の事務負担に十分に配慮すること 【ロ. 照会主体】事業者等の所在地の所轄国税局長 【ハ. 照会方法】書面による報告の求め（60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して指定する日まで） 【ニ. 照会情報】対象者の氏名（又は名称）、住所（又は居所）、番号（個人／法人）（いずれも、保有している限度で対象とする。） 【ホ. 不服申立て等】報告の求めについて、不服申立てや取消訴訟の対象として位置付け（国税通則法上「処分」として位置付け） 【ヘ. 担保措置】1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（拒否等について、現行の質問検査権拒否等の場合と同様の取扱い）

16

（出典：財務省HPを基に作成）

一番上に書いていますけれども、事業者への協力要請ということで、取引の申告自体があまり行われていない可能性が高いというようなものについて、一般的には官公署に対する協力要請ということで、役所同士では従来からそういうような情報提供をやっていたということがあります。この(2)に書いていますように、役所だけではなくて、事業者の方にも、ここに書いてあるのは高額、悪質な無申告者を特定するため、特に必要な場合に限られますけれども、事業者に対して情報提供の要請を行うことができることになったということです。

一番下に罰則が書いていますけれども、これは罰則つきで間接強制的にこの情報提供をしてくださいということを言っているということでもあります。

これも、色々と税務当局では把握できないようなところで税金をちゃんと申告していない方々がかなり多くいらっしゃる場合に、こういうような制度を使って情報提供をしてもらうような制度が設けられているといったことになっております。これは令和元年改正で導入された制度です。

ということで、最近は色々な情報提供制度が設けられまして、申告内容がきちんと把握できるような制度になっているということでもあります。

18 ページは、税務調査と行政指導の違いについてです。

4. 税務調査等に関する制度

「税務調査」と「行政指導」

「税務調査」とは、

国税通則法74条の2から74条の6までにに関する法律の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準等または税額等を認定する目的、その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で、税務職員が行う一連の行為

「行政指導」とは、

課税当局が行う行為ではあるが、課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないもので、次に示す行為

- ① 提出されている納税申告書の自発的な見直しを要請するにあたり、法令で規定する添付書類が漏れており、自発的な提出を要請する場合ははじめ、計算・転記ミス、記載漏れ等があると考えられ、自発的な見直しや修正申告書等を自発的に提出してもらう場合。
- ② 納税義務者に対して、税法の適用誤りの有無を確認するケース。自発的な情報提供を要請したうえで、必要に応じて修正申告書等の自発的な提出を要請する場合。
- ③ 申告義務の有無を確認するために必要な基礎情報を自発的に提供してもらう場合。（必要に応じて申告書の自発的な提出を要請する場合も含む。）

18

（出典：国税通則法第7章の2（国税の調査）等関係通達1-1.1-2に基づき作成）

税務調査が入るといったときに、税務調査はどんなものなのかということ、一般的な納税者の方はあまり馴染みがない方が多いと思います。どのようなものなんだということですが、大きく税務調査と行政指導、この二つがあります。

税務調査というのは、所得金額とか納付すべき税額とか、そういう税額を認定する目的ですから、正しい税額に直しましょうといったようなところで、処分を行う目的で税務処理を行う一連の行為ということになります。

修正申告をお願いしたり、若しくは更正・決定処分を行う、そういうことを前提で税務職員が行う行為というのが税務調査。一般的な税務調査ということはこれになると思います。

それに対して、もう一つ、調査に当たらないということで、所得金額、税額を認定する目的で行う行為に至らないものというものです。

①、②、③と具体的な例を並べていますが、例えば自発的に見直しを要請するもの、若しくは税法の適用誤りの部分を確認するようなもの、そして、必要な基礎情報を自発的に提供してもらう、こういったところで自発的な修正をしていただくというようなことで、行政指導というようなやり方も、最近、非常に多くなってきたといったところであります。

次に 19 ページです。

調査手続の実施に当たっての基本的な考え方等について (事務運営指針)

第二章 基本的な事務手続及び留意事項

1 調査と行政指導の区分の明示

納税義務者等に対し調査又は行政指導に当たる行為を行う際は、対面、電話、書面等の態様を問わず、いずれの事務として行うかを明示した上で、それぞれの行為を法令等に基づき適正に行う。

(注)

1. 調査とは、国税（法第74条の2から法第74条の6までに掲げる税目に限る。）に関する法律の規定に基づき、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的その他国税に関する法律に基づく処分を行う目的で当該職員が行う一連の行為（証拠資料の収集、要件事実の認定、法令の解釈適用など）をいうことに留意する。
2. 当該職員が行う行為であって、特定の納税義務者の課税標準等又は税額等を認定する目的で行う行為に至らないものは、調査には該当しないことに留意する。

19

調査で行うのか、行政指導で行うのか、いずれの事務として行うか、ちゃんと明示した上で行いますということが、こちらの国税庁の事務運営指針ということになります。そういった意味では、課税標準税額を認定する目的で行う行為に当たらないものは調査に該当しないということ。調査でも色々あるんだということを頭の片隅に入れていただければと思います。

20 ページは税務調査の種類としてこのようなものがあるということです。

所得税の調査区分

① 実地調査（特別調査・一般調査）

高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を対象に深度ある調査を行うもの。

特に、特別調査は、多額な脱漏が見込まれる個人を対象に、相当の日数（1件当たり10日以上を目安）を確保して実施しているもの。

② 実地調査（着眼調査）

資料情報や申告内容の分析の結果、申告漏れ等が見込まれる個人を対象に、実地に臨場して短期間で調査。

③ 簡易な接触

原則、納税者宅等に臨場することなく、文書、電話による連絡又は来署依頼による面接を行い、申告内容を是正するもの。

(出典:国税庁「令和4事務年度 所得税及び消費税調査等の状況」に基づき作成)

20

税務調査といっても、その中には色々な種類があるということですが、大別すると、この①、②、③になります。

実地調査というのは、皆さんが一般的に考えていらっしゃるようなものであります。

高額悪質な不正計算が見込まれる事案について、深度ある調査ということでありますから、例としては、1件当たり10日以上をかけてやるというようなところで、特別調査の場合、ある程度しっかり調査を行うのが、この実地調査、特別調査、一般調査というふうに言われるようなものであります。

そして、②のところが着眼調査というふうに言っているんですけども、資料情報、先ほど色々な情報収集があるということをお話ししました。そして、その申告内容とマッチングして分析した結果、申告漏れが見込まれるような個人を対象に、実地に臨場して短期間で行うということですね。だから、実地調査といっても、短期間で行うものと、ある程度、日数をかけて行うものの2通りがあるということであります。

そして、もう一つは、調査区分ではあるんですけども、簡易な接触ということで、原則、納税者の事務所とか事業所とか、納税者の御自宅にお伺いすることなく、文書とか電話による連絡、または来署依頼による面接を行って、申告内容を是正するものということになります。

調査といっても、こういうような簡易な接触によるものも非常に件数が多いんです。たくさんの方の事務を処理するためには、こういったようなところも使って直していただくというようなこともやっているということです。

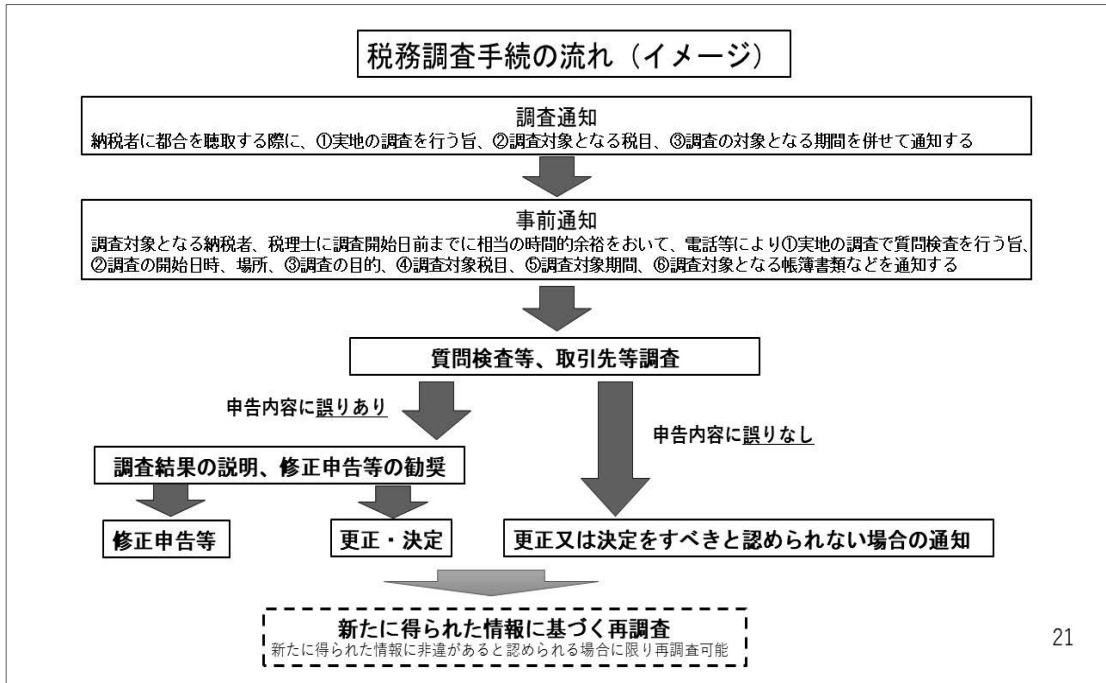
令和5事務年度 所得税の調査等の状況

	特別・一般	着眼	簡易な接触	調査等合計
調査件数	37,092	10,436	557,549	605,077

(出典:国税庁「令和5事務年度 所得税及び消費税調査等の状況」(令和6年11月)より作成)

そういった意味では、調査といっても色々あるんだといったようなところで、その中で、もし税務署から「調査です」ということで連絡があった場合は、どういう調査なのか確認の上で受けた方が、気持ちの整理ができるということになると思います。

そして、21ページでは、先ほどの実地調査の流れですね。これがどんな手順で税務調査は行われるのかということをお話ししておきたいと思います。



まず、一番上に書いていますけれども、調査通知ということなのですが、納税者の方々に、何日がいいですかということを聴取する際に、実地調査を行います、お伺いしますという話。

そして、例えば法人税、消費税、源泉税とか、所得税、消費税とか、そういう対象となる税目について、そして、調査対象となる期間、令和3年分から令和5年分とか、どの期間を対象に税務調査をするか、それをまず通知します。

その上で、次に事前通知ということになりますけれども、調査対象となる納税者、税理士に調査開始日までに相当の時間的余裕を置いてということになりますけれども、一般的には電話になると思います、まず実地の調査で質問検査を行う、そして、いつから調査を開始するのか、調査の開始日時、場所、そして調査の目的、調査の対象税目、調査対象期間、そして調査対象となる帳簿、どういう帳簿書類を見せてほしいんですというようなことを通知するということになります。

事前通知をした上で、実際に、その調査の開始日にお邪魔して実地調査を行うということになりますけれども、そのときには、先ほどお話しした罰則の裏づけがある質問検査権というのがありますので、きちんと調査に対応してもらうようお願いして、質問検査を行うということになります。

あとは、納税者が保存していращやる取引関係書類では確認が難しい。取引相手にも確認しないと事実関係が判明しないという場合については、取引先の調査を行っていくということになります。

その結果、右側の申告内容に、もし誤りがない、当初申告通りでいいですよということになれば、更正・決定をすべきと認められない場合の通知、是認通知と言っていますけれども、そういったものの通知を送る。

左は、申告内容に誤りがあるから直していただきたいというようなところ。調査結果の説明をして、どんなところがどういうふうに違っていましたというような説明を丁寧に行って、そ

して、修正申告されるのか、若しくは税務署で更正・決定した方がいいのか、その確認を行う。

その結果、修正申告を納税者から提出して頂いたり、若しくは税務当局から更正・決定を行うといったようなことになる。そういう流れで税務調査のスケジュールが動いていくということになります。

一番下に点線で書いていますのは、基本的に再調査は禁止なんですけれども、調査のときに持っていた内容と違う内容、新たに得られた情報がある場合については、その情報に照らし非違があると認められる場合は再調査することも可能。これが税務調査手続きの大まかな流れになっています。

これに基づいて、もし調査に来られる場合については、よく見ておくということになると思います。

そして、22 ページのところが、税調査を実施するに当たっての取組方針を示したものです。

「的確な調査事務の運営」の取組み
(令和5事務年度 国税庁実績評価事前分析表)

- 税務行政を取り巻く環境がますます厳しくなる中で、国外への資産移転等により税負担を免れるような課税困難事案や大口・悪質な不正事案等に的確に対応するためには、調査関係事務量を適切に確保していく必要があります。
- このような状況の下、適正・公平な課税を実現していくため、デジタル化やアウトソーシングなどの推進により、可能な限り調査事務量を確保するとともに、調査の実施に当たっては、申告実績や国税当局が保有する資料情報等の各種データの分析・活用による的確な選定等を通じて、大口・悪質な不正計算が想定されるなど、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を投下し、深度ある調査を実施します。また、その他の納税者に対しては、書面郵送・電話連絡等による簡易な接触を幅広く実施することで、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上を図るほか、主に次のような取組により、効果的・効率的な調査事務運営を推進します。

1. 納税者の負担軽減等

所得税や法人税の調査を実施する際には、併せて消費税、源泉所得税等の他税目の調査も同時に実施するほか、可能な限り迅速に進めるなど、納税者の負担軽減と調査の効率性に配慮します。

2. 調査の際の指導等

調査において、納税者と調査担当者との間で見解の相違がある事案については、納税者の主張や調査担当者が把握した事項を整理し、十分な証拠収集等に基づく事実認定を行い、法令を適正に適用します。

また、調査の際には、誤りを指導してそれを是正するにとどまらず、調査を契機に納税者が税務に関する知識を深め、将来にわたって自主的に適正な申告と納税ができるよう、その内容を納税者に分かりやすく説明し、理解が得られるよう配慮します。

22

税務調査をどうやって取り組んでいくんだということで、調査事務運営の取組というものです。

国税庁の実績評価に事前分析表というのがありますけれども、国税庁の実績評価で、具体的にどのような事務運営を行っているんだ、その中で問題点を整理して、今後どうやっていくんだというようなことを評価しているものがあります。

その中で、どういうふうにやっていくかということですが、冒頭に書いていますように、ますます取り巻く環境が厳しくなる中で、国外への資産移転などによって税負担を免れるような、非常に調査に日数がかかる困難な事案というものも増えて来ました。

そして、大口、悪質な不正事案、これは査察事案とか、料調事案とかありますけれども、こういうことに的確に対応するためには、調査関係事務量を適切に確保していく必要がある。そういうところに十分日数をかけられるように事務運営を図っていくということになります。

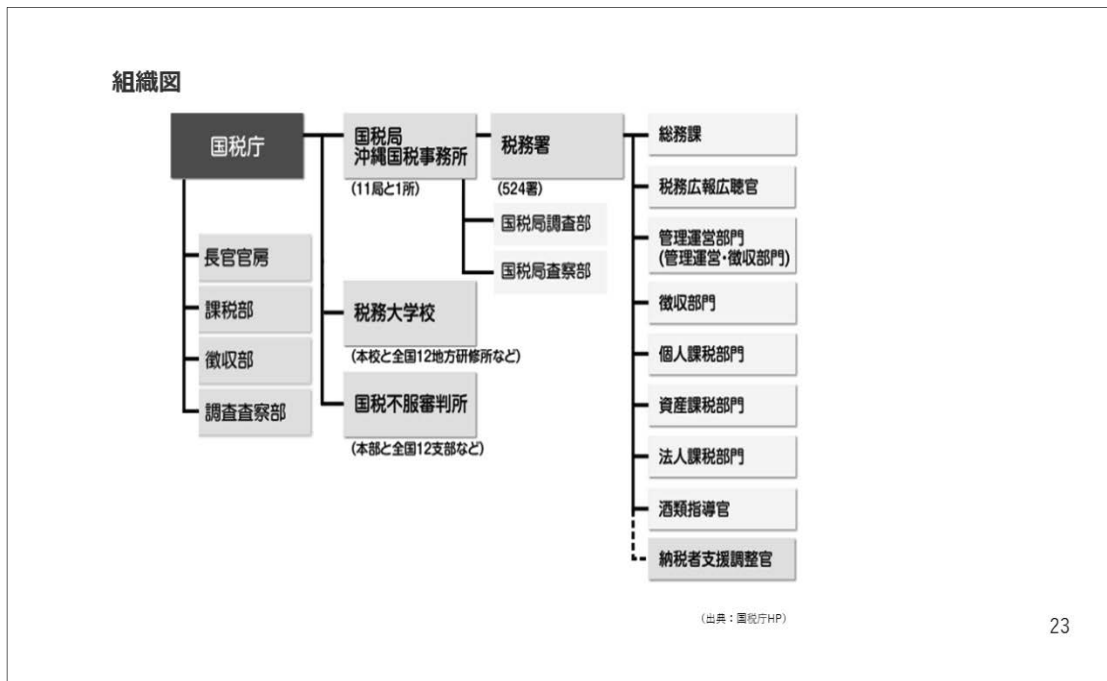
そして、次のところが、先ほどの税務行政のDX化ともつながる話ですが、適正・公正な課税を実現するためには、デジタル化とか、アウトソーシングなど、こういうことの推進によって、可能な限り調査事務量を確保する。内部事務についてはセンターに集中して、外部事務について充実した調査ができるようにするというところであります。

そして、調査の実施に当たっては、先ほどお話ししたような申告実績を基に、国税当局は様々な情報提供を受けているとお話ししました、そういう資料情報の各種データの分析、活用によって、調査対象の的確な選定を行う。どの納税者の調査するかということを選び出すわけですが、そこでの確にリスクの高いところに調査を選定するということで、大口、悪質な不正計算が想定される場合など、調査必要度の高い納税者に対して重点的に事務量を増加していく、そして、深度のある調査を実施していくというのがまず第一の方向性になります。

そして、先ほど行政指導とか簡易な接触とかという話をしましたが、この「また、…」以下のところですね。その他の納税者に対しては、書面郵送、電話連絡等による簡易な接触を幅広く実施することで、納税者の税務コンプライアンスの維持・向上を図るといったようなところが言われているわけであります。

こういっところ、メリハリをつけた調査をこれからも特に行っていくんだ、そういうよう
なところでは、AIとかITも活用したところで調査選定についてもしっかりやっていくんだ
ということが言われているところであります。

23 ページは国税組織の概要を示したものです。



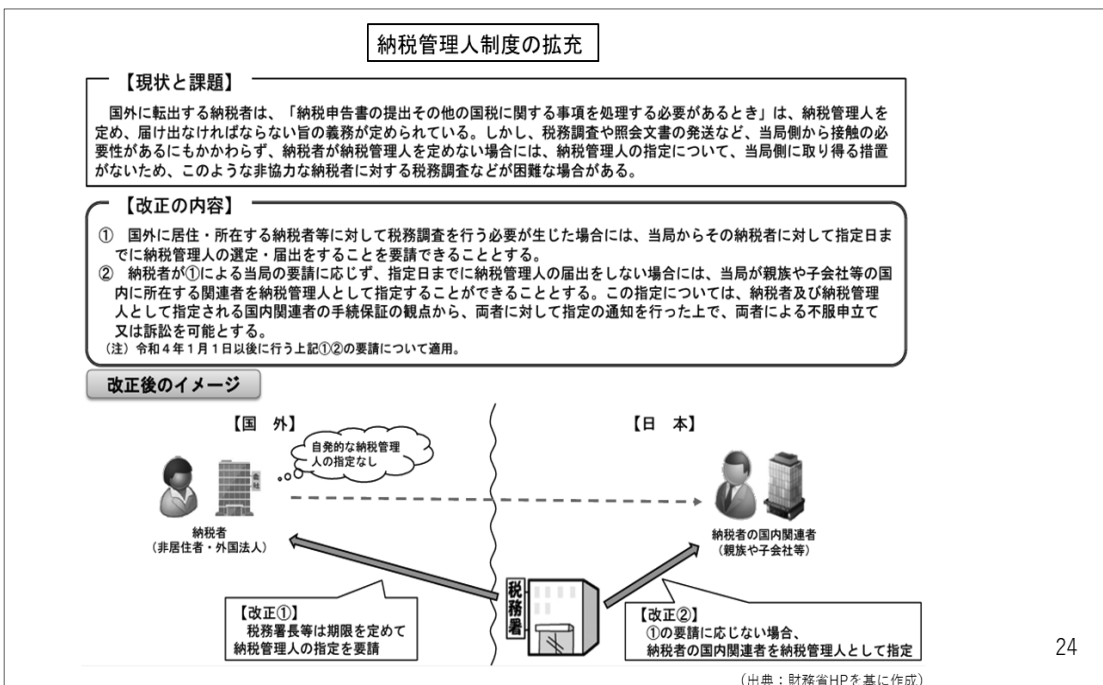
調査を実際に実施していくわけですが、では、調査に来るところは、税務署のどういう部署が来るかというのですが、基本的には、一番右端が税務署のそれぞれの部門です。個人の方であれば個人課税部門、相続税関係というような調査であれば資産課税部門、そして、法人関係であれば法人課税部門の職員がお伺いする。

若しくは、納税者に滞納があって、差し押さえとか滞納整理を行うような場合については、上から四つ目の徴収部門というところが実際の実務に当たるということになります。

あとは、右側に書いているんですけども、国税局の下に矢印が出ています。国税局調査部というところなんです。規模の大きい法人は、税務署ではなく国税局の調査部というところが、実際に調査を行います。

あとは、国税局査察部というのは、査察と税務調査を混同していらっしゃる方も、納税者の方にいらっしゃるんですけど、査察については犯則調査ですから、刑事罰である罰則の適用を前提での犯則調査をやる。特に、これはごく一部の件数ですけども、こういう特に大口、悪質なものについては、こういう査察のセクションが調査を行うということになります。

24 ページは納税管理人制度の最近の改正について説明したものです。



税務調査は納税者の協力を得ながら実施していくのですが、税務当局から接触の必要があるにもかかわらず、国外にいらっしゃるなかなか連絡が取れない、そして、その納税者の方が納税管理人を定めないというような場合については、納税管理人の指定について当局側で取り得る措置がないということで、非協力的な納税者に対して接触する術がなかったということがありました。

そこで、下の改正内容のところですけども、国外にお住まいの納税者に対して、税務調査を行う必要が生じた場合については、納税管理人の選定・届出をすることを要請することができるということで、下の図で言うと、税務署から左に矢印が行っています。税務署長は期限を定めて納税管理人の指定を要請することができるということが、まず一つあるわけであります。

そして、上の改正内容の②ですけども、納税者がこの要請に応じず、指定する日までに納税管理人の届出をしない場合については、親族とか子会社等の国内に所在する関連者を納税管理人に指定することができるといったことになっております。

これが、下の図でいきますと【改正②】ということになります。

①の要請に応じない場合については、納税者の国内関連者を納税管理人として指定していくということであります。

こういうところで、実際に税務調査を行う、若しくは何かの確認を行うに当たって国内で連絡を取るところがない場合については、納税管理人を指定するというような制度も設けられたということになっているわけであります。

そういうところで、最近では、順次、厳正・公平な課税を確保するための制度が充実してきているということになります。

26 ページは、納税者による修正申告、更正の請求についてです。

5. 納税者による修正申告、税務当局による更正決定

修正申告・更正の請求ができる期間

区 分	提出できる場合	提出できる期間
訂正申告	申告期限前に提出した申告書の内容が間違っていたことに気づいた場合、正しい額で再提出する。	申告期限まで
修正申告	確定申告で、税額を少なく申告していたことに気付いた場合、正しい税額に修正する。	更正を受けるまで
更正の請求	確定申告で、税額を多く申告していたこと気付いた場合、正しい税額への訂正を求める。	法定申告期限から5年以内

26

まず、納税者の方が行う申告額、税額の修正ということになります。これは、まず一番上のところですが、申告期限まで、通常の所得税の確定申告であれば翌年の3月15日が申告期限です。それまでの間に、申告期限前に提出した申告書の内容が間違っていたことに気づいた場合、これについては申告期限までは正しい額で再提出することになりますから、申告期限までは後に出した申告内容を正当な申告として扱うということになります。これは一般的には「訂正申告」というような言われ方をしているんですけども、まず申告期限前であれば、そういうような手続きになってくるということです。

そして、申告した後、確定申告で税額を少なく申告していたことに申告期限後に気づいた場合、正しい税額に修正する場合については、修正申告というような手続きで税額を増額する、これは分かりやすいですかね。こういうような手続きを踏んでいくということになります。

更正を受けるまでは修正申告をすることができるということになります。

もう一つ、先ほどは税額を少なく申告していたということですが、一番下は、確定申告で税額を多く申告していたことに気づいた場合、正しい税額へ訂正を求めるということで、税額を減らすための手続きということになりますけれども、これは更正の請求という手続になってきます。

法定申告期限から5年以内は、こういうような手続きができるといったようなところ。これは納税者から税務署に出した申告額を修正する場合については、こういうようなやり方があるということでもあります。

そして、もう一つが 27 ページです。税務当局側から申告額を修正等する更正・決定です。

主な更正・決定の期間制限

区 分	通常の過少申告・ 無申告の場合	脱税の場合
更正	5年	7年
決定	5年	
純損失等の金額に係る更正	5年(法人税は10年)	

(注) 国外取引等に関する租税条約相手国からの情報に照らし非違があると認められる場合には、相手国に対して情報提供要請に係る書面が発せられた日から3年間は更正・決定が可能。

27

これは税務当局から正しい所得金額・税額等に変更する場合があります。

更正という手続になりますけれども、通常であれば5年間となります。

決定の前、決定というのは、元々、申告書の提出が必要なのに申告書の提出がなかった、期限後の申告書も提出されないといった場合については、税務署から税額を決定することになります。

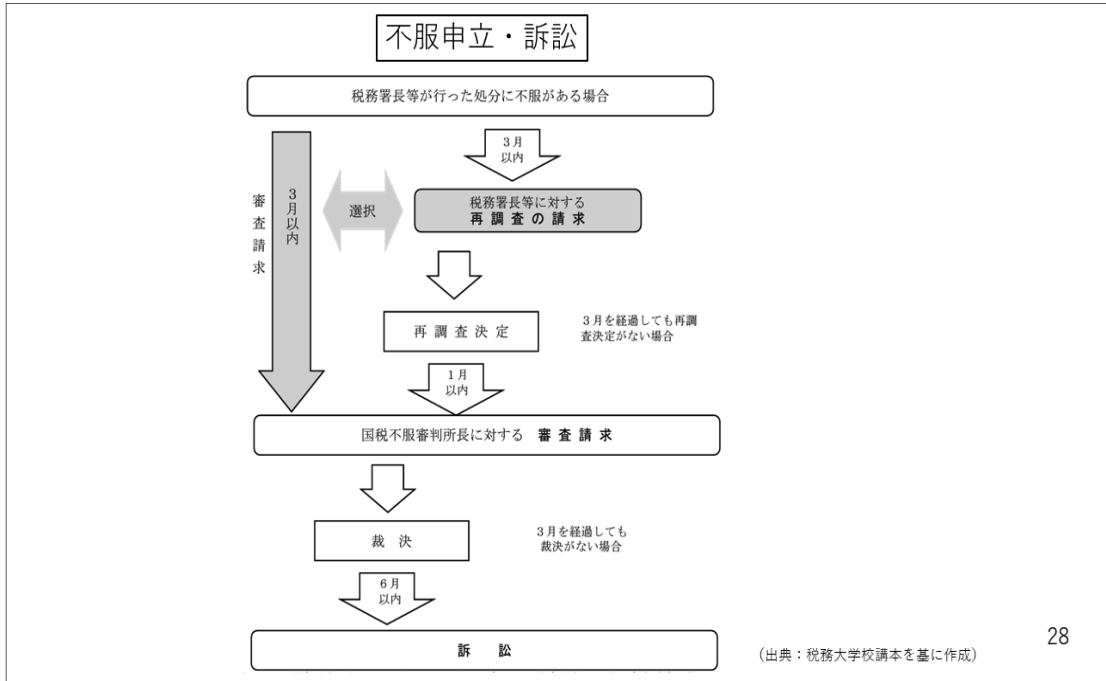
あとは、純損失の金額に係る更正については、元々赤字だった金額を直すということについては5年間できるということです。法人の場合は10年間繰り越しですから10年ということになるんですね。

あとは、脱税をされていたような場合については7年間遡及することができるということですから、調査対象年分は、5年若しくは、隠ぺい、仮装とか、そういう不正行為があれば7年間遡って税務調査を受けるというのは、これに基づいていることになるわけであります。

こういったところから、税額を増額する更正が出来るのは平成 23 年 12 月改正前は3年であったことから、調査対象期間は、従来は3年というのが多かったんですけど、最近は一般的には5年になってきたかと思います。

5年間はなぜかという、先ほどご説明したように5年間は税務当局からも税額が修正できるといったことになっているわけであり、このような更正・決定の期間制限の中で、申告した所得金額なり、その税額の修正が行われていくといったことになるわけであり。

次に、28 ページの不服申立・訴訟のところに入っていきます。



今までお話ししたのは、どちらかというと、帳簿を作って、そして申告をする。そして申告をするに当たって、その内容を確認するための資料情報がどうなっているんだ、そして、税務調査を行う、その結果、修正をする、若しくは税務当局から更正処分が行われるといったようなところで最終的に税額が確定するといったようなお話をしましたけれども、その更正・決定を受けたといったときに、その更正額に納得がいけないといった場合に、納税者の救済制度としてどういうふうな手続きがあるかというところの話が、こちらの不服申立・訴訟ということになっています。

税務署の行った処分にもし不服がある場合については、原則は3か月以内に税務署に対する再調査の請求という手続で、もう一回、内容を確認してくださいということで、再調査の請求をお願いすることができるというのが一つあります。

もう一つ、左側に書いてあるんですけど、再調査というのは処分を行った税務署長に対して行うのですが、もう一つは、国税不服審判所というのがあります。

これは第三者的機関ということになりますから、税務当局の立場というよりは、適正・公平な立場から第三者的に正しい金額を判定するといったことになります。

税務署長に対する再調査の請求を経ないで、国税不服審判所に3か月以内に審査請求をするといったようなやり方もあります。一般的には「直審」という言い方をします。

処分を行った税務署での内容の見直しはいいよ、早く、こういう解釈でいいかどうか確認したいんだというような場合については、直接、この審査請求をする、「直審」とするといったよう

なやり方もあるということになります。

そして、再調査の請求をやりますと、再調査の決定が下されるということになります。

3か月を経過しても再調査の決定がない場合については、今度は1か月以内に国税不服審判所に対する審査請求を行っていくということです。

いずれにしろ、最終的にはこの審査請求に行くんですけども、そこを直接審査請求を行うのか、再調査の請求を経て審査請求やるのか、そういうような救済の仕方が分かれているということになります。

そして、審査請求を経た上で裁決が行われるということですけども、裁決が行われて、その裁決自体にも納得がいけないということであれば、6か月以内に税務訴訟、訴訟ということになってくるということになっています。

そういうことで、訴訟で、地裁から高裁から最高裁まで行って、最終的にそこで税額が確定するということになりますけれども、そういう色々な手順を踏みながら、なかなか納得がいけない場合については、救済する色々な手続きが準備されているということであり、それが全体の適正・公平な課税を確保するための仕組みということになってくるわけであり、

6. 税務行政のデジタルトランスフォーメーション

ということで、最後に、税務行政のデジタル・トランスフォーメーションの話をしていきたいと思います。

これも何度か、お聞きになっている方もいらっしゃるかと思います。

色々なデジタル化がどんどん進んでいるという話であります。

その中で、デジタル化は税務調査にも絡んでくるところがあるわけであり、

具体的にどんなことが行われようとしているのか、見ていきたいと思います。

まず 30 ページです

令和6年度税制改正大綱（R5.12.14自民党・公明党）

第三 検討事項(電子帳簿保存法関係)

7 . . . 複式簿記の記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。その際、取引に係るやり取りから会計・税務までデジタルデータで処理することで、納税者側の事務負担の軽減等及び適正・公平な課税・徴収の実現を図る観点を踏まえることとする。

資料に掲載しましたのは、与党の税制改正大綱の抜粋ですが、大綱の最後のところに、今後の税制改正で検討すべき事項が掲げられています。その一つに税務のデジタル化に向けての記述があります。

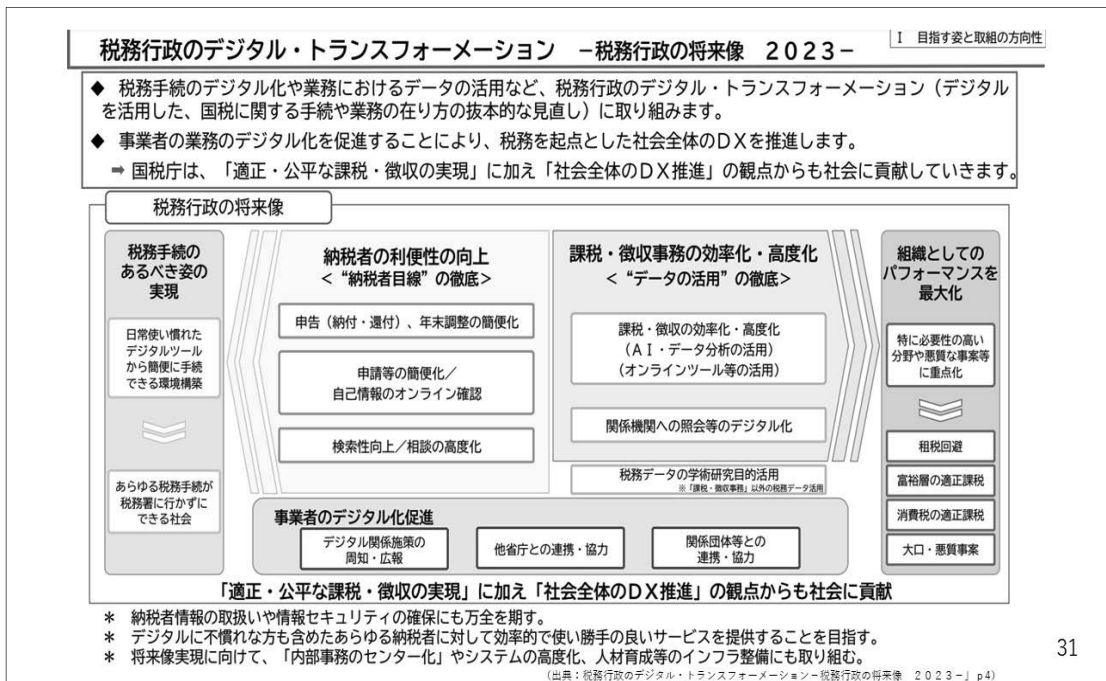
デジタル化に当たっては優良な電子帳簿、今日は御説明を省略しましたが、帳簿をきちんとつけていただいて、それに誤りがあったかどうか、後からでも検証ができるような制度というのが優良な電子帳簿というのですが、それをどんどん進めていきたいと思いますというところの話が一つあります。

今日、冒頭に申し上げました帳簿とか書類の記帳、保存がまず第一ですという話がありました。そこをもっと力を入れてやりましょうというのが一つ出ているわけであります。

そして、下の方に下線を引かせていただいたのは、まずはデジタルで色々な取引先とのやり取りもやっていきたいと思いますということで、取引に係るやり取りから申告書作成に至るところの、会計、税務までデジタルデータで処理することで納税者側の事務負担の軽減を図っていく。そして、それがひいては適正・公平な課税の実現を図るというようなことが、令和6年度の税制改正大綱で言及されているところであります。

そういった意味で、これからは、今日お話した、記帳をするとか、申告書作成とかいうような一連の流れというのは、どんどんデジタル化に向かっていっているというような話であります。

31 ページは、この全体像の話をっております。



税務行政のデジタル・トランスフォーメーションということで、国税当局、税務行政で三本柱と言っているんですけども、まず左側のところで納税者の利便性の向上。

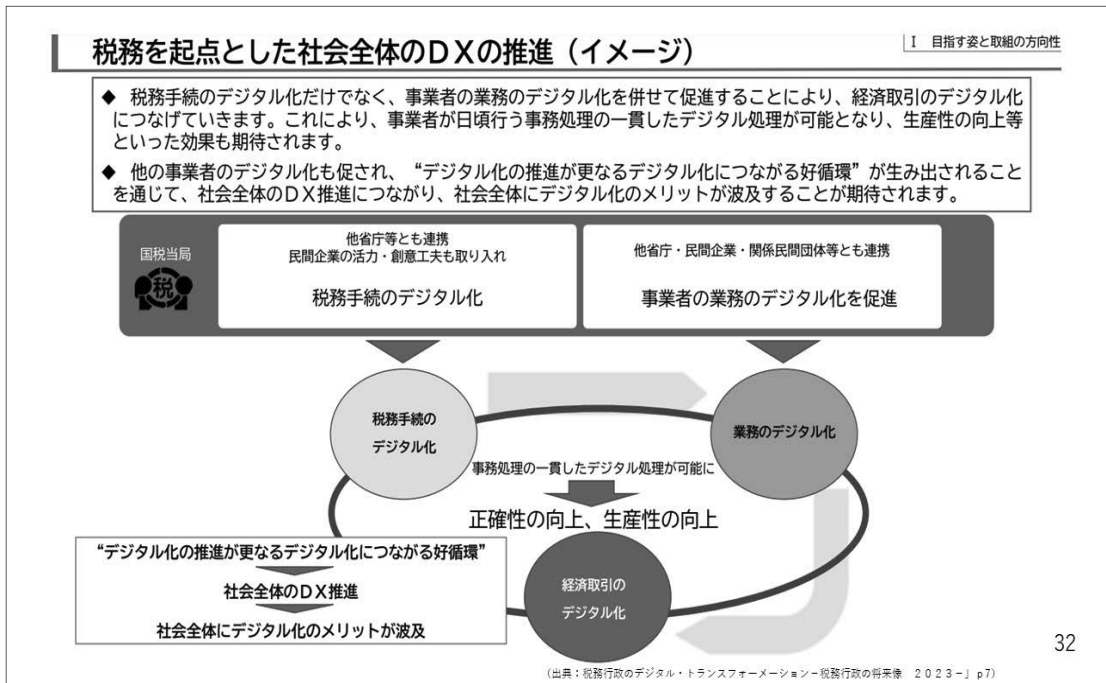
あらゆる手続きが税務署に行かなくてもできるような社会に持っていこうということで、色々な質疑応答とか相談もデジタル化が実施されて、色々とできるようになってきています。

あとは、申告とか納付についてもデジタル化で便利になってきた、そういったような、より便利にしていきたいと思いますというのが一つ。

そして、右側は、課税・徴収の効率化・高度化ということで、A I データ分析の活用ということを使って、先ほどお話しした、より深度ある調査を選定するためにこういうものを使っていきたいと思いますといったようなところが言われているわけであります。

そして、下のところは、事業者のデジタル化の促進。事業者の色々な取引先とのやり取りからデジタル化を進めて行きたいということになっておるわけであります。

事業者のデジタル化の話をもうちょっと分かりやすく書いたものが、32 ページであります。



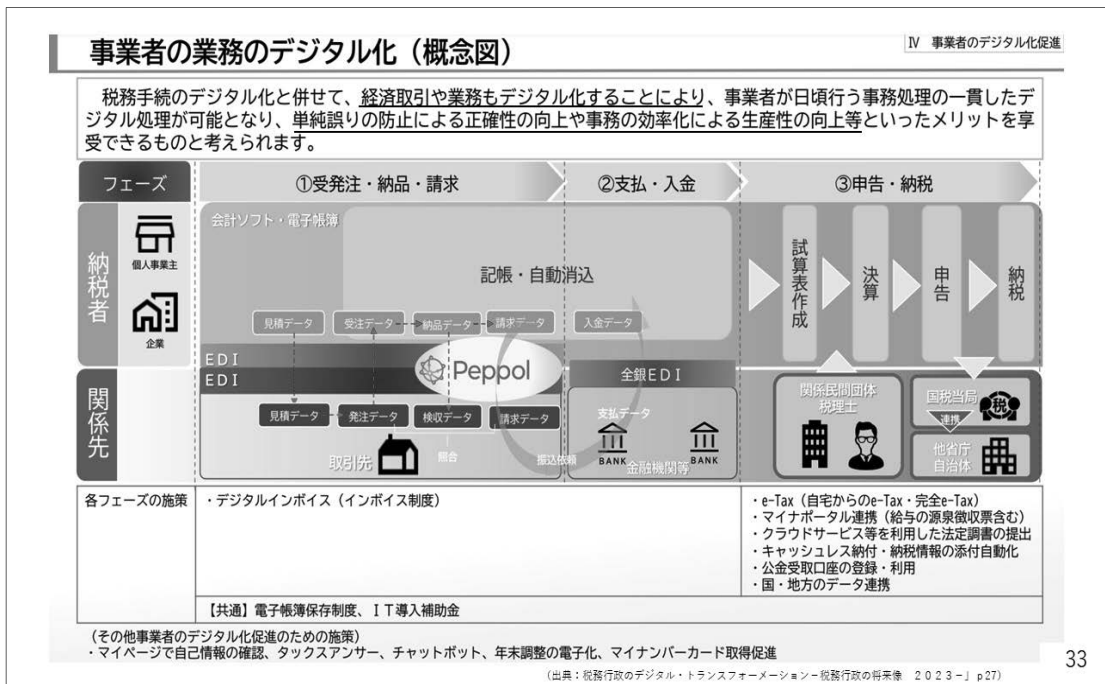
上に書いていますけれども、この税務手続きだけのデジタル化だけでなく、事業者の業務のデジタル化、これも併せて行うことで、経済取引のデジタル化につなげていこうということで、一貫したデジタル処理が可能になることによって生産性の向上が図られるということになります。

一番右側の業務のデジタル化を促進していきましょうということになると、業務のデジタル化というのは、取引先とのやり取りをデジタル化することになりますから、その結果、経済取引自体のデジタル化が進んでいく。その結果、正確性、生産性の向上、記帳の誤りというようなものもなくなってくるでしょうということになります。

それと、税務調査自体もそういうところにはあまり力を入れなくてもいいということになってくるんじゃないかということですね。そういうことがデジタル化の好循環になって、社会全体のDX化の推進につながる。

左の上ですけれども、税務手続きのデジタル化にもつながってくる。こういうようなデジタル化の推進が、さらなるデジタル化につながる好循環が生み出されるというようにところを目指しているということになります。

そして、33 ページが事業者の業務のデジタル化の話であります。



手続きのデジタル化と合わせて、経済取引とか業務のデジタル化によって、この下線を引いたような単純な誤り防止による正確性の向上とか事務の効率化、そして、生産性が上がるといったようなことを目指しているということになります。

これまででは、右端の③の申告・納税のところ、e-Tax で申告をしたりとか、キャッシュレス納付を目指して盛んにやっています。これまで税務手続の最終的なところの手続きの電子化に非常に力を入れていたんですけども、これからは左端の①受発注・納品・請求、そして支払い、入金など、そういう取引先との色々な段階のものもデジタルでやるようにすれば、誤り防止とか不正な改ざんというものも防ぐことになるでしょうということです。

そのためのツールとすれば、例えばデジタルインボイスとか、電子帳簿等保存制度の活用などをを使ってやってくださいということになっているわけであります。

34 ページ。これから税務調査はどういうふうになっていくのかという話です。

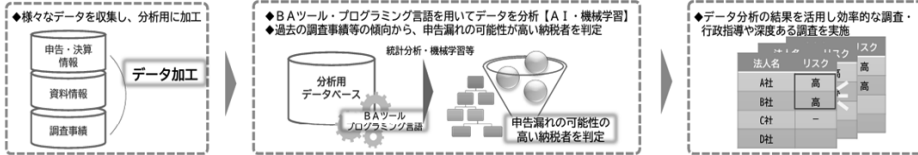
AI・データ分析の活用

Ⅲ 課税・徴収事務の効率化・高度化等

AIも活用しながら幅広いデータを分析することにより、申告漏れの可能性が高い納税者等の判定や、滞納者の状況に応じた対応の判別を行うなど、課税・徴収の効率化・高度化に取り組んでいます。

① 申告漏れの可能性が高い納税者等の判定

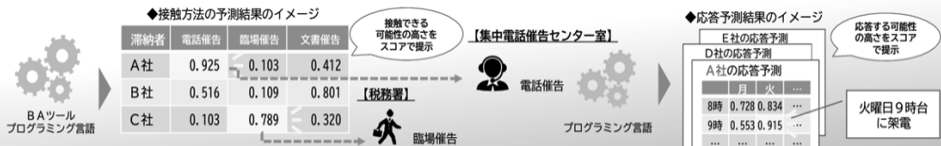
収集した様々なデータを、BAツール・プログラミング言語を用いて統計分析・機械学習等の手法により分析することで、申告漏れの可能性が高い納税者等を判定し、その分析結果を活用することで、効率的な調査・行政指導を実施し、調査必要度の高い納税者には深度ある調査を行う取組を進めています。



※ BA (Business Analytics) ツール…蓄積された大量データから統計分析・機械学習等の高度な分析手法を用いて、法則性を発見し、将来の予測を行うツール

② 滞納者への最適な接触方法等の予測

BAツール・プログラミング言語を用いて、滞納者の各種情報（過去の接触実績、申告書データ、業種等）を基に、滞納者ごとに接触できる可能性の高い方法（電話催告、臨場催告、文書催告）を予測し、効率的な滞納整理を実施します。
集中電話催告センター室においては、滞納者の情報（規模・業種等）や過去の架電履歴等を分析し、曜日・時間帯ごとの応答予測モデルを構築した上で、応答予測の観点を追加したコールリスト（AIコールリスト）に基づき架電する等により、応答率の向上を図ります。



（出典：税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像 2023— p.21）

34

AIを活用しながら幅広いデータ分析、今日は前半で、色々なデータを税務当局が収集できるようになってきましたという話をしました。そういう中で、申告漏れの可能性の高い納税者の判定というものを行って、特にリスクが高い方を中心に税務調査をやっていく。こういうような方針で、メリハリをつけたような運営に大きく変わろうとしているということです。

この左端に点線で囲んでいますけれども、まず申告・決算情報があって、そういう中で、それを確認するための、今日、前半にお話しした資料情報、法定調書とか、海外から色々な情報提供をもらったりとか、色々な情報があります。

そして、調査実績。これまで、その方がどんな調査対応をされていたのか、そういったようなところも蓄積していく。そういった中で分析していくわけでありまして。データ自体を加工したり、分析、可視化したり、結果を還元していくということになります。

そして、真ん中のところで、データベースからBAツールなどを使って申告漏れの高い納税者を判定していく、その判定を、右側の方のそれぞれ納税者ごとにリスクリストを使って、これによって税務調査でやるのか、行政指導でやるのか、税務調査の中でもある程度の日数をかけてやるのか、そういうような判定をしていくといったことになるわけでありまして。

そういった意味では、税務調査の対象を判定する作業に加えて、インターネットなどのビッグデータと申告実績データ、そういうマッチングを行って、申告内容が正しいかどうか確認したり、AIを活用して様々な予測分析を行っていくというようなこともあります。申告漏れの可能性の高い納税者を効率よく判定して、効果的に進められるようなデータ分析を行えるような、データ活用の予測モデルを作っていくというようなところに動きつつあるということです。

そして、35 ページのところ、今お話ししたところのシステムの見直しであります。

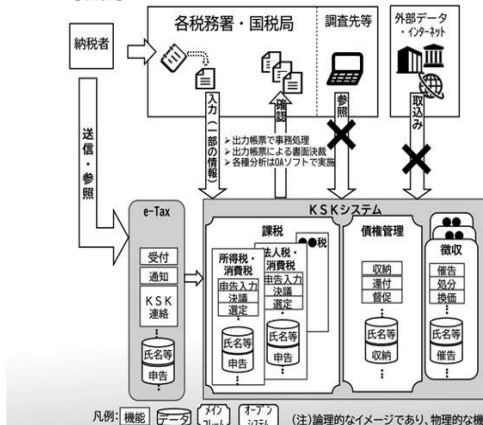
システムの高度化

Ⅲ 課税・徴収事務の効率化・高度化等（参考）

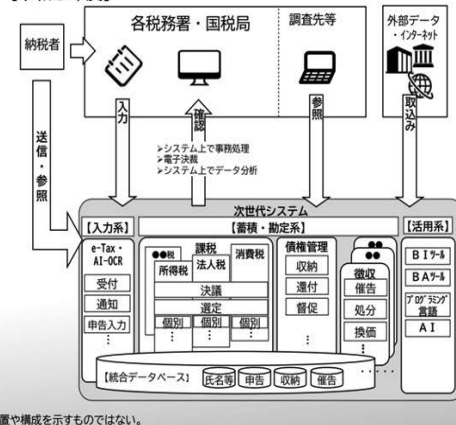
以下のコンセプトに基づき、基幹システムを刷新します。

- ⇒ 書面中心からデータ中心の事務処理（紙からデータ）
- ⇒ 税目別・事務系統別のデータベース・アプリケーションの統合（縦割りシステムの解消）
- ⇒ 独自の大型コンピュータ（メインフレーム）からオープンなシステムへの刷新（メインフレームからの脱却）

【現状】



【令和8年度】



35

凡例：機能（白）データ（黒）（注）論理的なイメージであり、物理的な機能配置や構成を示すものではない。

（出典：税務行政のデジタル・トランスフォーメーション—税務行政の将来像 2023—）p.38）

従来は、左側に書いていますように、事務系統別というか、所得税、法人税とか、資産税とか、系統別だったんですけれども、その縦割りを解消するといったようなところで、納税者のデータベースに基づいて縦横斜めの分析ができるようなシステムに改変していこうといったような動きが起こっているわけであります。

令和8年度を目指して、こういうようなシステムの改変、改正も行っていこうといったことになります。

そういった意味では、冒頭で今日お話しした帳簿書類の保存から始まって、そして、資料情報があって、申告があって、そういう過程の中で、このようなAIというようなものを使って、より精度の高い税務調査も行えるようになってきたというようなことが言えるわけであります。

そして、36ページのところがデータ活用推進のための人材確保、人材育成についてです。

データ活用推進のための人材確保、人材育成

Ⅲ 課税・徴収事務の効率化・高度化等（参考）

国税専門官採用試験に「理工・デジタル系」の試験区分を新設しており、これを通じて採用した人材も含めて、データ活用を推進するための人材を研修等を通じて育成します。

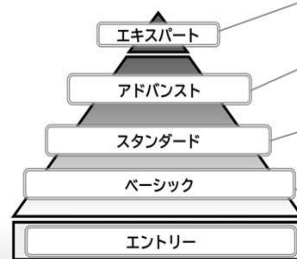
① 新試験区分の新設



② データリテラシーレベルに応じた研修体系の整備

統計学やAIを活用したデータ分析の実践と業務への活用を推進するため、データリテラシーのレベルに応じた研修体系を整備

【データリテラシーレベルのイメージ】



【求める知識（○）と技術（●）の例】

- 統計学や機械学習の高度な専門的知識
- プログラミング言語による予測モデルの構築
- 機械学習のアルゴリズムや予測モデル構築プロセスの知識
- 統計解析ツールを利用した高度なデータ加工と分析
- 機械学習の基礎的な知識
- 可視化ツールを利用した分析
- 統計学とデータ分析の基礎的な知識
- 基礎的なデータ集計と可視化
- ・ データ分析の意義の理解

（出典：税務行政のデジタル・トランスフォーメーション～税務行政の将来像 2023～ p.39）

36

今、システムの話とか分析の話をしていたんですけども、実際にそれを使えるような人がいないと意味がない。そういった意味では、人材確保と人材育成、今日の税務大学校というのは、まさにそれをやっている機関ということでもありますけれども、一つは、人材確保という意味では、基本的に国税、税務職は文系の方が多い職場ではありますけれども、理系の方も採用を始めましょうということで、令和5年から採用が始まっているといったようなところであります。

今お話ししたように、色々なシステムを使ったデータ分析もどんどん行われるようになってきた。そういった意味では、理系の方も活躍する領域がたくさん出てきたといったところで、こういう人材確保がもう既に始まっているということになります。

あとは、その右側の研修体系ということです。まさに税務大学校を初めとして、各セクションのところで、必要な人に必要な知識を得ていただくというようなところを、データリテラシーのレベルに応じた色々な研修体系を整備していっているということになります。

こういうことを通じて、まず、情報収集も盛んにやるようになってきている。そして、マイナンバーとか法人番号ができましたので、それによって、納税者間で、この情報はどなたの情報かというのが結びつけやすくなってきた。それに基づいて、色々なデータ分析ができてやすくなってきた。どうやって、システムで分析を行っていくかといった意味では、この36ページにあるような優秀な人材を育成して、効率的な調査をやっていくか方向に大きく変わろうとしているところではないかなと思います。

ということで、今日のまとめでございます。

まとめ

1. 適正な申告を実現するための仕組み
2. 記帳・帳簿書類の保存に関する制度
3. 申告内容を確認するための資料情報等の仕組み
4. 税務調査等に関する制度
5. 納税者による修正申告、税務当局による更正決定
6. 税務行政のデジタルトランスフォーメーション

37

今日お話しした中身ですけれども、まず、適正な申告を実現するための仕組みということで、4 ページで、全体の流れを一連でざっとお話ししたところであります。

そして、2 番以降、まずは記帳保存制度がどうなっているのかという話をさせていただきました。

そして、さらには、申告内容を確認するための色々な情報収集制度が、国内、海外を含めて、広範囲にできるようになってきたというようなことがありました。

そして、税務調査とはどのような種類のものがあって、どのような調査の中身があるのかということの概要をお話ししたところであります。

心構えとして、税務調査はこういう手順でやるんだということを少しでも分かっていただければと思います。

そして、調査の結果を確認した内容が、申告所得金額がこのままでいい場合もありますし、誤りが把握された場合には税額が多くなりますというようなことにもなる。

そういう場合は、納税者自らが金額を直す場合の修正申告という手続き、そして、税務当局から課税標準・税額を変更する場合の手続き、更正・決定手続になりますけど、そういう手続きがあるという話。

その結果、不服がある場合については、再調査の請求、審査請求という、納税者救済の手段も整えられているという話をしたところであります。

そして、最後、6 番のところは、これから税務行政は、IT 化、デジタル化を進めたところでどう変わろうとしているのか。それが調査にも絡んでくるわけですがけれども、そんな話をさせていただいたところであります。

皆さんの何がしかの御参考になればと思います。

これで私の講義は終わらせていただきます。どうも御清聴、ありがとうございました。